

令和5年第6回上里町議会定例会会議録第3号

令和5年9月7日（木曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7（町長提出議案第49号）上里町監査委員に関する条例等の一部を改正する
条例にについて
- 日程第 8（町長提出議案第50号）上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、
及び費用弁償に関する条例及び上里町第2号会計年度任用職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9（町長提出議案第51号）上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10（町長提出議案第52号）固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11（町長提出議案第53号）公平委員会委員の選任について
- 日程第12（町長提出議案第54号）教育委員会委員の任命について
- 日程第13（町長提出議案第55号）令和5年度上里町一般会計補正予算（第4号）に
ついて
- 日程第14（町長提出議案第56号）令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）について
- 日程第15（町長提出議案第57号）令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算
（第1号）について
- 日程第16（町長提出議案第58号）令和5年度上里町下水道事業会計補正予算
（第1号）について
- 日程第17（町長提出認定第1号）令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第18（町長提出認定第2号）令和4年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第19（町長提出認定第3号）令和4年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第20（町長提出認定第4号）令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第21（町長提出認定第5号）令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入

歳出決算認定について

日程第22（町長提出認定第6号）令和4年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

日程第23（町長提出認定第7号）令和4年度上里町下水道事業決算の認定について

出席議員（14人）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 石井慎也君 | 2番 | 伊藤覚君 |
| 3番 | 金子義則君 | 4番 | 戸矢隆光君 |
| 5番 | 高橋勝利君 | 6番 | 飯塚賢治君 |
| 7番 | 猪岡壽君 | 8番 | 齊藤崇君 |
| 9番 | 植原育雄君 | 10番 | 高橋正行君 |
| 11番 | 新井實君 | 12番 | 杳澤幸子君 |
| 13番 | 高橋仁君 | 14番 | 黛浩之君 |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|--------|-------------------|-------|
| 町長 | 山下博一君 | 副町長 | 島田邦弘君 |
| 教育長 | 齊藤雅男君 | 総務課長 | 山下容二君 |
| 総合政策課長 | 坪本和馬君 | 保健センター等複合施設建設推進室長 | 戸矢信男君 |
| 税務課長 | 間々田由美君 | くらし安全課長 | 間々田亮君 |
| 町民福祉課長 | 及川慶一君 | 子育て共生課長 | 飯塚郁代君 |
| 健康保険課長 | 亀田真司君 | 高齢者いきいき課長 | 山田隆君 |
| 道路整備課長 | 宮下忠仁君 | まちづくり推進課長 | 吉田広毅君 |
| 産業振興課長 | 吉村貴文君 | 会計課長 | 井出康之君 |
| 教育総務課長 | 望月誠君 | 教育指導課長 | 櫻井達夫君 |
| 生涯学習課長 | 金井憲寿君 | 上下水道課長 | 根岸利夫君 |

事務局職員出席者

事務局長 神村輝行 係長 荒井純一

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいま町長より、9月5日の一般質問中の発言について、不適切な部分の発言の取消しの申出がありました。

よって、議会会議規則第64条の規定により、町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議長のお許しをいただきましたので、発言の取消しについて御説明申し上げます。

9月5日の石井慎也議員の一般質問での再質問に対する答弁の中で、本庄第一高校の偏差値に関する発言をいたしました。この点について、私の意図とは異なる誤解を与える可能性があるため、当該発言箇所を取消しを願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

申出のとおり、発言の取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、発言の取消しをすることに決定いたしました。

◎日程第7 町長提出議案第49号 上里町監査委員に関する条例等の一部を改正する条例 について

○議長（黛 浩之君） 日程第7、町長提出議案49号 上里町監査委員に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

では、御提案申し上げました議案第49号 上里町監査委員に関する条例等の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例3本について所要の改正を行いた
いので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され
たことにより、地方自治法が一部改正されることとなり、同法第243条の次に新たな条文が6
本追加されることとなりました。これに伴い、もともと第243条の2に規定されていた普通地
方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免除の規定が第243条の2の7へと移動し、また、第
243条の2の2に規定されていた職員の賠償責任の規定が第243条の2の8へと移動すること
となりました。今回の改正の内容は、この条ずれの修正でございます。

次に、条文の内容について御説明申し上げます。

最初に、第1条ですが、上里町監査委員に関する条例の一部改正でございます。

第6条中第1項及び第2項に第243条の2の2第3項とあるのを第243条の2の8第3項と改
めるものでございます。

次に、第2条上里町町長等の損害賠償請求の一部の免責に関する条例の一部改正ございま
す。

第1条中第243条の2第1項とあるのを第243条の2の7第1項と第243条の2の2第3項と
あるのを第243条の2の8第3項と改めるものでございます。

また、同様に第2条中第243条の2第1項とあるのを第243条の2の7第1項と改めるもので
ございます。

第3条上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に関しても同様
の改正となっております。第5条中第243条の2の2第8項とあるのを第243条の2の8第8
項に改めるものでございます。

最後に、附則についてですが、施行期日を令和6年4月1日と定めるものでございます。

以上で、上里町監査委員に関する条例等の一部を改正する条例についての提案説明とさせて
いただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第49号 上里町監査委員に関する条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 町長提出議案第50号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第8、町長提出議案50号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第50号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律の公布等に伴い、関係条例2号について会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布されたことにより、第1号会計年度任用職員、いわゆるパートタイム会計年度任用職員に対しまして、勤勉手当を支給できるものとされることとなりました。また、これに伴い、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルにおいて、勤勉手当を支給しないことが基本とされていた第2号会計年度任用職員、いわゆるフルタイム会計年度任用職員についても勤勉手当を支給するよう、事務処理マニュアルの改正が行われました。また、併せて期末手当についても、支給対象者の考え方の整理が行われ、事務処理マニュアルの改正が行われました。

以上を踏まえまして、上里町においてもフルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員について勤勉手当を支給するため、また、期末手当の規定について整理を行うため、本条例案を御提案申し上げるものでございます。

続きまして、改正の内容について御説明申し上げます。

今回の条例案については2本立ての条例案となっております、第1条がパートタイム会計年度任用職員に関する条例の一部改正、第2条がフルタイム会計年度任用職員に関する条例の一部改正でございます。

まず、第1条、上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

主な改正内容としては、大きく2つございまして、1つは期末手当関係、もう一つは勤勉手当関係でございます。

1点目の期末手当関係についてですが、第8条を第1項から第3項まで改正し、支給対象者の範囲を明確にし、また引用条文を変更するものでございます。

2点目の勤勉手当関係についてですが、第8条の次に第8条の2という条文を新たに追加し、第1項において勤勉手当の支給の原則や勤勉手当の額について規定し、また、第2項において、支給対象者の範囲を明確にする規定を追加いたします。

また、その他の改正といたしまして、勤勉手当の文言を条例の題名のほか、各条文中に追加する改正を行います。

続きまして、第2条、上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

主な改正内容としては、先ほどと同様に、期末手当関係及び勤勉手当関係の改正でございます。

1点目の期末手当関係についてですが、第17条の第1項の改正及び第3項の規定を追加し、支給対象者の範囲の明確化及び引用条文の変更を行うものでございます。

2点目の勤勉手当関係についてですが、第19条の次に第19条の2という条文を新たに追加し、第1項において勤勉手当の支給の原則や勤勉手当の額について規定し、また、第2項及び第3項において、支給対象者の範囲を明確にする規定を追加いたします。

また、その他の改正として、勤勉手当の文言を第2条に追加する改正を行います。

最後に、附則についてですが、施行期日を令和6年4月1日と定めるものでございます。

以上で、上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の改正によって、勤勉手当と期末手当が会計年度任用職員の方に保障される、職員と同じような形で保障されていくということになると思います。労働条件の改善ということになると思いますけれども、そうした場合に、どのぐらいの財源的な変化が生じるのか、職員の給与と会計年度任用職員の短い方はちょっと難しいでしょうけれども、フルタイムの方たちの平均給与というのはどのぐらいの違いが出てくるのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず、会計年度任用職員ですが、このたび改正によって、来年度のことなので、これから人勧等もあるかと思われませんが、各手当等も含めて4,100万ぐらいにはなるのではないのかなというふうに試算はしているところでございます。

また、平均についてですが、なかなかフルタイム、パートタイム、あるいはそれぞれ勤務の条件等が違ってまいりますので、なかなかお示しするところが難しいところでございます。皆様おおむね今回の改正で増える月、1か月、この部分が補填されるというふうに御理解いただければよろしいのかなというふうに思います。

参考になるかちょっと、例えばフルタイムの方で、こちらも一般職と専門職というふうに分かれます、2号のほうですね。継続勤務で大卒の方ですと、勤勉手当関係が一月分、それが6月と12月支給ということですので、18万ぐらいの方であれば、36万くらい増えてくるような、そんなイメージで捉えていただければよろしいのかなと思います。

それと、職員の給料に対しては、大体職員の給料は総額で10億弱というところでございますので、4年度の決算ですと、大体会計年度さん全体で4億ぐらいはっていますので、こういったバランス感覚になってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 今現在、年度の途中ですけれども、単年度、要するに1年で契約が廃棄というか、1年で辞めてしまう人、それと、あと継続の会計年度職員のその割合というのは、今現在どのくらいの割合であるのか教えてください。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 廃棄、継続云々というのがちょっと手元に資料がございませんが、基本的には継続の方が多いというふうには認識しております。そして、5年度の会計年度任用職員の合計は158人というところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第50号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第51号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第9、町長提出議案51号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第51号 上里町放課後児童健全育成事業

の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正されたことに伴いまして、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、概要でございますが、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正され、放課後児童支援員とみなすことのできる研修終了予定者の範囲を改正するものでございます。

続きまして、改正条文の内容について御説明申し上げます。

附則第3条第1項中、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間を当分の間に、令和7年3月31日までを、その者の研修計画を定めて上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を改めるものです。

最後に、施行日については、公布の日から施行することといたします。

以上で、上里町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この条例は、期日が令和7年3月31日ということについても、一度延長を図っていると思います。その延長を図ったものが、今度は当面という、期日が定まらない、いつまでか分からないということになるわけです。放課後児童健全育成事業のほうにおきましては、資格を持った方が1つの施設に2名ということになってはいますが、そもそもなかなかこの法律化されていなくて、身分が安定しなくて、きちんと法制化して、きちんと社会的にも認められて働きたいという、そういうことで、長年の努力の下で法制化されてきた経過があると思います。

それで、しかしながら、運営していくに当たっては、資格者をきちっと2名つけていくということは至難のわざなんです。なぜかと言うと、保育園と違って、1施設の職員が少ない、1人辞めてしまったら即困る、そういう状況です。卒業した人が学童保育の資格を持って卒業

してこない。ですから、学校の先生であつたり保育所の保育士であつても、そこに勤めて、新たな研修をしないと資格が手に入らない。もしくはそういう資格のない人は、2年ないし経験を積まないと、その研修にも参加できない。そういう要件の中で、こういう問題が全国的に起つてきていると思います。

だけれども、本来はきちつと資格を持った人が保育に当たるといふことが、この専門性、発達をよく理解して仕事に当たるといふことが大事だと思うんですね。

当面の間ということにした理由、目標を持たないわけですよね。この当面の間にした理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、こういった改正がされた理由、今、沓澤議員が御質問にありました、期限がまだ残っているのかかわらず改正したという理由につきましては、国の改正の趣旨に合わせるため、あえて期限を示さない当分の間ということ国の方も示してきております。

その要件についても、個々の研修終了予定者については、その期間、制限は課されるものの、研修終了予定者を放課後児童支援員とみなす措置自体は無期限化されたというふうな内容ということ説明を受けております。

沓澤議員おっしゃるように、確かに資格を持った支援員の方が2名以上いることが望ましいということで、今お話にもありましたように、こちらの経過措置が終了することで、まず卒業して、すぐに就職する職員などをやはり一定程度の猶予が必要だろうということと、それから急な退職時等の職員確保ということで、今、沓澤議員がおっしゃった、まさにそのとおりの理由により、このような改正がされたということ理解をしております。

今現在、当分の間ということではあるんですけれども、こういったことを定めながら、町内の放課後児童クラブにつきましても、ほぼほぼの職員が計画的に支援員の研修を受けておりますし、民間の事業所におきましても、半分以上の職員の方が資格のほうをお持ちになっており、研修がある場合には子育て共生課のほうから研修の御案内等もさせていただいておりますので、なるべく質の高い保育を提供するために、そういった研修のほうは受けていただくように、現課としましても進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 説明はよく分かりました。

やはり根本的な問題は、専門職であるにもかかわらず、学校を卒業したときに、その資格を持って卒業できないというところにあると思うんですね。

やはり保育士と少しカリキュラムというんですか、プラスしてもらって、卒業するときに学童保育所支援員の資格も持って卒業するというのを国に対しても要請していただきたいと思うんです。そうすれば、即資格者として働けるわけなんですよ。各学童、放課後児童施設、保育施設では努力しています。だけれども、どうしてもつながりが間に合わない、急に結婚して退職とか、そうなった場合に即困ることでもあるので、ここをぎゅっと決められてしまうと、運営する側は困ることは事実です。しかしながら、やはり理想に近づけていくということも、一方では緩やかにし過ぎてしまうとけじめがなくなりますので、その辺のところはきっちりと国のほうにも要請していただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 香澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今お話があったとおり、大事なお子さんを預かる職員になりますので、きちんと研修なり資格を持った職員が当たることはやはり大切だということは私どもも認識しているところではあります。

確かに、職員がなかなか見つからない、急に退職ということは、公立の児童クラブでもあることではありますので、なるべくこういった事情があるということは、こちらも認識しながら要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第51号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 町長提出議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（黛 浩之君） 日程第10、町長提出議案52号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案説明を申し上げます。

現委員の中島美晴氏が9月29日をもって任期満了となります。

したがいまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

新しい固定資産評価審査委員会委員に、大字長浜436番地在住の小林常雄氏、昭和25年7月6日生まれ、現在73歳でございます。

小林氏の経歴につきましては、昭和44年3月に高校を卒業後、民間企業での勤務を経て、現在、平成29年5月に入社された企業に在職されております。

町の役職では、平成28年4月から1期2年間、地元宮地区の行政区長として、地域行政に御尽力されてこられました。

また、平成30年4月から放課後子供教室教育活動サポーター、令和2年4月から長幡公民館生き生き学校運営委員と、町の様々な行政分野で御活躍されております。

つきましては、人格・識見とも固定資産評価審査委員会委員としてふさわしく、小林氏が適任でありますので、今回議会の御提案を申し上げ、御同意を賜りたくお願い申し上げます。

慎重御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

以上です。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定しました。



◎日程第11 町長提出議案第53号 公平委員会委員の選任について

○議長（黛 浩之君） 日程第11、町長提出議案53号 公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました議案第53号 公平委員会委員の選任についての提案説明を申し上げます。

現委員の大塚英一氏が9月30日をもちまして任期満了となります。

したがいまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

新しい公平委員会委員に、大字神保原町543番地1在住の高崎靖夫氏、昭和27年2月5日生まれ、現在71歳でございます。

高崎氏の経歴につきましては、昭和49年3月に大学を卒業後、民間企業での勤務を経て、令和5年に退職されました。

町の役職では、平成6年4月から10年間、スポーツ少年団副本部長を務め、平成27年4月から青少年育成推進員、同年6月からサッカー協会会長と、町の様々な行政分野で御活躍されております。

また、令和3年4月から1期2年間、地元三丁目の行政区長として、地域行政に御尽力されてこられました。

つきましては、人格・識見とも公平委員会委員としてふさわしく、高崎氏が適任でありますので、今回議会に提案申し上げ、御同意を賜りたくお願い申し上げます。

慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第53号 公平委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定しました。

◎日程第12 町長提出議案第54号 教育委員会委員の任命について

○議長（黛 浩之君） 日程第12、町長提出議案54号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました議案第54号 教育委員会委員の任命についての提案説明を申し上げます。

現委員の高階良雄氏が本年9月30日をもちまして任期満了となります。教育委員会委員の任命について、高階良雄氏の再任を御提案申し上げるものでございます。

高階氏は、大字神保原町109番地7にお住まいで、昭和26年7月3日生まれ、現在72歳でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により任命したいので、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

高階氏は、昭和49年3月に国士館大学体育学部を卒業され、昭和50年4月より本庄女子高等学校に奉職されました。その後、本庄第一高等学校教頭、本庄第一高等学校校長を歴任し、平成26年3月、本庄第一高等学校校長を最後に退職しました。

退職後は、平成29年4月から地元四丁目行政区長、令和3年4月から石神社、神社委員長、令和5年4月から三・四・五令和クラブ副会長を務め、地域行政に御尽力されております。

以上のように、高階氏は、人格・識見はもちろんのこと、長年の教育経験から学校教育にも理解があり、行政区長として地元からの信頼も厚く、教育委員会委員として1年間の実績からも適任でありますので、今回、議会に提案申し上げ、御同意を賜りたくお願い申し上げます。

慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第54号 教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時37分休憩

午前 9時50分再開

○議長（黛 浩之君） 再開いたします。

◎日程第13 町長提出議案第55号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第13、町長提出議案55号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第55号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和5年度上里町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億821万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億7,419万3,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加について、第2表債務負担行為補正によると規定するものでございます。

恐縮ですが、2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款13分担金及び負担金は20万8,000円の増額補正で、未熟児養育医療費保護者負担金の増額となっております。

款15国庫支出金は55万2,000円の増額補正で、低所得者保険料軽減負担金過年度分未熟児養育医療費補助金の増額となっております。

款16県支出金は94万5,000円の増額補正で、低所得者保険料軽減負担金過年度分保育所等物価高騰対策給付事業補助金、未熟児養育医療費補助金の増額となっております。

款18寄附金は100万円の増額補正で、企業版ふるさと納税寄附金の増額となっております。

款19繰入金は2,071万3,000円の増額補正で、介護保険特別会計繰入金の増額となっております。

款20繰越金は3億7,916万6,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

款21諸収入は563万2,000円の増額補正で、デジタル基盤改革支援補助金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして4億821万6,000円を追加し、112億7,419万3,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1議会費から款4商工費及び款9教育費の項目につきまして、人事異動等による給与費の補正が共通点となっております。

初めに、款1議会費は48万円の増額補正で、職員給与費の増額となっております。

款2総務費は3億813万3,000円の増額補正で、主な内容は、職員給与費財政調整基金積立金

などの各基金積立金、資産税賦課事務費に係る委託料、交通安全対策事業に係る工事請負費などの増額となっております。

款3 民生費は285万8,000円の増額補正で、主な内容は、職員給与費、上里町保育所等物価高騰対策給付事業に係る補助金、介護保険事業高齢者分に係る繰出金などの増額となっております。

続く、款4 衛生費は172万6,000円の増額補正で、主な内容は、職員給与費、未熟児養育医療費給付事業に係る扶助費、そして、母子衛生事業に係る需用費などの増額となっております。

款6 商工費は202万7,000円の増額補正で、内容は、職員給与費、商工業振興事業に係る補助金の増額となっております。

款6 消防費は216万2,000円の増額補正で、内容は、災害対策事業に係る役務費、委託料及び使用料の増額となっております。

款9 教育費は9,083万円の増額補正で、内容は、職員給与費、教育施設整備基金積立金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして4億821万6,000円を追加し、112億7,419万3,000円とするものでございます。

4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正につきましては、外国語指導助手、いわゆるALT派遣業務委託の期間及び限度額の追加を行うものでございます。

以上、令和5年度上里町一般会計補正予算（第4号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まず初めに、コミュニティ活動事業のふれあいまつりの不足分ということで41万の増加なんですけれども、ふれあいまつりの会場も去年とまた変更したわけなん

ですけれども、不足分というよりは、その会場変更にも関係あるのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

会場の運営の仕方も去年は物販ということ、今年がフル開催ということで、単純な比較のほうはできないところではございます。ただ、今回の原因としては、御説明申し上げたとおり、物価高騰による人件費、あるいはガソリン代の高騰等というところで増額となっているところがございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ここで議論していいか分からないんですけども、ふれあいまつりを前回イオンタウンのほうにお願いした際に、堤調整池だとほこりか舞ったり、そういう衛生面のことなども上げて、あそこの会場に移しますという説明があったんですね。今回発表されて、堤調整池のほうになったんだなというふうに思ったんですけども、その経緯、この予算自体はガソリンの高騰や人件費の高騰ということで納得できましたけれども、その点、ここで聞いてもよろしいでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

昨年度、先ほども申し上げたとおり、コロナ禍ということもございまして、感染対策を施して飲食は行わないということで、お買物方式ということで開催をさせていただきました。感染対策を実施する上で、会場の入り口を明確に線引きする必要があったことと、あるいは課題であった駐車場の混雑など、今言ったほこり問題ですね、そういった部分も確認できるということで、試行的な開催でございました。

そして、一方で御承知のとおり、2類から5類に移行したことに伴いまして、コロナ禍以前のにぎわいのあるお祭りを実施すべく、飲食を伴うものという形で計画をしております、こちらの主催はコミュニティ活動企画実行委員会でもございまして、そちらのほうで御議論をさせていただきました。

その中で、やはり会場の規模、フル開催となると、少しあちら側だと心もとないというところ、それと、立地条件も、町のセンター、中央ということで遊水池、それとほこり対策については、商工会さんのほうが散水車等を出していただいて、以前もやりましたが、それと各お店

の前にじょうろ等を置かせていただいて、やれる形が取れるということで、こちらの堤遊水池グラウンドがいいのではないかとということで、皆さんで御判断をいただいたところでございます。

そして、昨年イオンでやった中で様々な課題について、例えば交通渋滞も分散できるやり方がないかとかということで、商工会さんもいろいろお楽しみ抽選会のやり方を考えていただいたりとか、子どもさんのショーなんかも少しリニューアルで、ふわふわドームとか、そういった部分で分散化も図れないかということで参考にさせていただいて、こちらの開催になったというところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

次、総合政策課のところなんですけれども、例年どおり決算も終えて前年度の繰越金が明らかになって、その半分を基金に積むという形で3億9,000万、このように見ていきますと、必ず、毎年毎年基金が積み上がっていく、基金がかつかつでは本当困ると思うんですよ。緊急の事態に備えて、そういう意味では一定の、理想的な貯蓄というんでしょうか、そういう意味で財政調整基金などは標準財政規模の10%から20%が望ましいというふうに言われていると思います。

上里町は、その最高の20%を目標にしているわけなんですけれども、20%を超えていますよね。そういう中で、これは仕方ないんですよね。決められたことで、半分は積まなければいけない。しかしながら、積んだ後もずっと積みっ放しではなくて、物価高騰の折ですので、やっぱりそれを使っていくという、そういう発想があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 沓澤議員の御質問について御説明をいたします。

財政調整基金の積立てについては、毎年度この9月の定例会の時点で地方財政法の規定に基づいて積立てを行っている状況でございます。今、議員御指摘のように、どんどん積み上がっていくんじゃないかという状況についてでございますが、令和4年度末と令和3年度末の財政調整基金の残高を比較いたしますと、3から4にかけては減っているという状況でございます。

財政調整基金の積立て目標額は、統一的な基準が定められているものではなく、各自治体の判断となりますが、標準財政規模に対し、おおむね10%から20%に相当する額を積み立てるこ

とが適正とされております。

当町においては、不測の事態が生じた際に、町民の皆様へ十分な支援、手厚い対応ができるよう標準財政規模のほうが20%である約12億円を目標積立額として設定しておりますが、適正な積立て目標額の範囲内と考えております。

財政調整基金の積立て目標が高いがゆえに、現年度の行政サービスが不十分になっていないかというような御指摘かと思いますが、もちろん、そのようなことはあってはならないと私どもも十分に理解をしております。

予算編成時には財政調整基金の積立額ありきではなく、必要と考える行政サービスに十分な財政措置を講じた上で、基金の積立額の調整を行っております。

例えば近年、コロナや物価高騰に対する町独自支援策も数回実施しておりますが、国からの交付金の範囲内で事業を実施する市町村もある中、当町においては、財政調整基金からの取崩しによる財政措置の上乗せを行いまして、手厚い支援策を実施してまいりました。これは十分な積立額があったからこそ実現できたわけでございます。したがいまして、過剰な積立てを行っているわけではなく、必要なときに必要な金額を十分取り崩す体制を整えている点について御理解いただきたいと思っております。

今後も、そういった町民の社会情勢等が変化して、必要と判断した折には財政調整基金等を取り崩して必要な行政サービスの提供を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 若干考えの違いもありますけれども、やはりツケを残さないと町長、一般質問でおっしゃっていましたが、やはり生かしていく、納めた税金がその都度、その都度の町民に行き渡るようにということも念頭に置いていただきたいなというふうに思います。

それで、お聞きしたいのは、財政管理事業の委託料で、企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料なんですけれども、この委託料というのは、これを計上することによって、新たな財源確保という道も開けるわけなんですけれども、これ、どちらに、どのような形で、1回委託をすると、ずっと継続的に、その辺が私ちょっと分からないので教えてください。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 沓澤議員の御質問について御説明をいたします。

まず、この事業の委託内容について御説明をいたします。

こちらは町の企業版ふるさと納税額を増やすことを目的に、自主財源の増額を目的に、これから業者の選定等は当然行っていきますが、様々な企業に対して、町の事業の紹介ですとか、後は寄附見込み企業の新規開拓、それから町に対する寄附見込み企業の紹介など、町と町を応援したい企業をマッチングして両者のつながりと寄附というお金の流れが生まれるように支援をいただくものでございます。

こちらの特定の業者をお願いをするという予定はございまして、あくまで一般的な選定基準等に基づいて、公募等をして落された企業に対してをお願いをするものでございまして、これからずっと、その特定の事業者に対してをお願いをするわけではなくて、あくまで単年度ごとの契約となっております。

こちらの委託料の支払う金額については、寄附、そちらのお願いをした業者さんのおかげで、例えば100万円町に対して寄附がされましたと、その成果ですね、100万円のうち手数料として、例えば15%をお支払いするというような支払いスキームになっているケースが非常に多いものでございますので、こちらの委託をして、委託料のほうが多いというようなことは発生し得ないような資金スキームとなっております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 度々すみません。デジタル基盤改革支援補助金を得て、だから100%の補助金で資産税の賦課事務のほうで登録紹介業務委託料というのが行われる。これは資産税ですから、全ての資産を1つに結びつけて、マイナンバーと照合していくという、そういうことになるのでしょうか。これは町だけの中で完結することなのでしょうか。町村会で共通している、そのところに持っていくことになるのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

資産税賦課事務費のところの登記簿照合業務委託料についての御説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの業務委託につきましては、法務局にあります登記簿と町にあります課税台帳のデータ突合を行うというのが主な内容となっております。

令和7年に向けまして、国が行う標準化のシステムを構築するのに当たり、現在のデータの洗い直しをするというのが主な目的となっております。

登記簿のデータ今も移動があった場合にはオンラインにおきまして、町のほうに送付はただとくところけれども、それは送られてくるものがオンライン化されただけでありまして、その後の処理につきましては、従来どおり職員の手作業により課税のデータへの変換を行っているものでございます。

そこを登記簿上のデータと課税上のデータが突合かかることにより、オンラインにより変換で賦課まで至るということができるようにするための基礎的な整備というふうになっているということでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 内容は分かりました。これは将来的にはマイナンバーと一緒にっていくという可能性があるものなんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 失礼いたしました。沓澤議員の御質問に御説明いたします。

マイナンバーにつきましては、登記名義人等についてのマイナンバーが付与されれば、後、そのものを使って、誰が何を持っているのかというのを管理もできるようにするというのが、この先の目標にはなっているようでございます。

ただ、課税データ上の納税義務者につきましても、住民基本台帳で確認ができる方については、マイナンバーの照合ができる場所ですけれども、町外所有者については、本人からの申出をいただかない限り、マイナンバーを取得することができませんので、その辺りも全体的な構築を図らないと、マイナンバーを使ってスムーズな連携作業ができるというのは、まだちょっと先のことかとは思いますが、国が目指しているのは、そこまでを考えた中での標準化、オンライン化というものとなってございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 保育所の物価高騰対策給付金なんですけれども、この金額は民間、公立含めて実施されるものであるのかどうか。その配分というのはどのようになっているのかお聞きします。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、この保育所等物価高騰対策給付事業につきましては、対象となる事業所は町内の民間保育所と、それから認可外保育所の7事業所となっております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 配分内容をお聞きします。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

こちら積算の方法としまして、保育所等の定員にLPガス、それから食材料費等の単価、県が示してきました計算式に基づきまして出ました金額を乗じまして、627人分、支出額としますと134万1,780円ということで。こちらは県の補助事業になりますので、町との2分の1ずつということで、こちらの予算のほうを計上させていただいてございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 最終ページの債務負担行為のところなんですけれども、ALTの派遣業務委託、今6年度ということなんです。これ過去に、このALTに関する債務行為というのはあったかどうか、ちょっと確認したいんですけれども、お願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

過去にあったかと言うと、今年から、令和6年度から始めさせていただくということになります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） もう1点お願いしますけれども、先ほどの子育て共生課のところの、総合政策課長の説明だと、物価高騰等の補正だということは理解できたんですけれども、これは保育所だけじゃなくて、全般的に物価高騰しているんじゃないですか。例えば公用車を利用

する各課とか、そういうところでも燃料は、ガソリンが高騰していますよね。今1つの例でガソリンだけに特化して言っていますけれども、あらゆる面で物価高騰していますよね。そうすると、子育て共生課の保育所の補正だけじゃ済まないんでないかなと思うんですけども、考え方として、物価が上がっていますよということに対する町の体制というか、考え方、これからどういうふうにやっていくのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 齊藤議員の御質問について御説明をいたします。

まず、今回補正予算として計上している子育て共生課の事業につきましては、町の判断で、ここの部分のみ物価高騰の影響を受けていると判断したわけではなくて、県の事業としてこういったスキームの事業が補正予算として組まれまして、それに基づいて町としても町応分の負担について補正予算を計上しているものでございます。

齊藤議員御指摘のとおり、今現在も社会情勢を鑑みますと、物価高騰というのは引き続き続いている状況でございますので、国の補正予算の予定もあるのではないかという新聞報道もございますので、そういった国の動向も注視しながら町の支援策についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に追加で御説明をさせていただきます。

こちらの保育所等の物価高騰対策給付事業のほかに、放課後児童クラブに対してのこういった事業の補助事業もございました。ただ、そちら県のほうから示された内容につきまして、定員にかかる補助のものにつきまして、L Pガスの補助ということで、そちらが、単価が40円ということで、どこの放課後児童クラブ、学童におきましても、ほぼほぼ40人定員でやっていると、1,600円程度の補助になるということで、職員のほうが全民間の児童クラブさんのほうには確認をさせていただいて、こちらの補助については辞退をさせていただきますということで、今回放課後児童クラブのほうは計上していないというふうな経過がございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） すみません、外国語の指導助手、A L Tの派遣業務委託です、1,980

万円。これはあれですか、説明によると、年度当初から人材確保できるようにという、そういうことで債務負担行為やっているということでありますけれども、これ何人分の予算だか分かりますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 植原議員の御質問に説明させていただきます。

こちらのほう、各学校に5名を予定して、こちらのほうの金額の提示させていただいております。5名になります。全小・中学校に派遣する形で、5名の形で計上させていただいております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 全員で5名ということですか。それで、この派遣業務委託ですので、これは派遣会社のほうへ委託すると、人材確保の委託をする。個人個人に交渉してやっているわけじゃないですよ。ずっと前は外国のほうから、このALTの当初の方、宿泊費とか渡航費用なんかも町でいろいろと持ってやっていたんですけども、今は国内にいるALTの講師を派遣していただいている。それは派遣会社に頼んで、個人個人頼んでいる、そういう方法ではないでしょうね。

○議長（黛 浩之君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 植原議員の御質問に説明させていただきます。

令和5年度上げさせていただきますと、現在、派遣会社3社にこちらのほうを委託して、5名のALTを確保しております。また、こちら神保原小・七本木小で1名、賀美小・長幡小で1名、東小で1名、上里中1名、北中1名という形で、児童・生徒の人数に合わせた授業のこま数でこちら5名を派遣させていただいているという形になります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 2ページの災害対策事業、委託料、防災情報配信システム導入委託料の138万8,000円ですか、これの防災システムをもう少し導入の、システム導入のもう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君）　くらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田亮君）　戸矢議員の御質問に御説明申し上げます。

こちらのシステムにつきましては、防災行政無線で放送した内容と同じものを登録していただいた方の電話機に電話するというものになります。防災行政無線、広報塔につきましては、なかなか聞こえないと、家の中に聞こえないというお話をいただきます。ただ、広報塔の役目としましては、外にいる方を中心に音を届けるということになっていまして、広報塔では家の中への情報伝達にも、はっきり申し上げますと限界があるということになりますので、じゃ家の中にどうやって情報を届けたらいいかというのが私たちが考える、担当課として考える課題というふうになっています。そのため、さらに家の中にいて、放送が聞こえない、メール等を利用できない方、ここを何とかしなくてはいけないというふうに考えました。

ここから、電話、固定電話等であれば、基本的には皆さんあるというふうに加えまして、ふだん皆さんのお宅にあるものを利用して情報を届けたいということで考えて、皆様の電話に情報をお届けするというような仕組みを考えたとところでございます。

この電話をかけるということに加えまして、このシステムにつきましては、併せてメール、LINE、ホームページ、ファクス、また、新井議員にも御質問いただいておりますSNSの関係にも一緒に配信ができるというシステムでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君）　4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君）　これについては、いつ頃から導入して、いつ頃から配信するのか。それと、PRはどのようにこれからしていくのか、ちょっとそれを教えてください。

○議長（黛 浩之君）　くらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田亮君）　戸矢議員の御質問に御説明申し上げます。

まず、いつ頃からというのは、これ予算で議決をいただきまして、業者選定にすぐ取りかかりたいというふうに思っています。ですので、当然年度内ですね、この予算でいきますと、12月から運用するという形で予算の計上はさせていただいております。

PRにつきましては、まず、広報紙を考えています。ホームページも当然載せますが、それ以外にどうやって、なかなか情報を取りづらい方にお伝えしていくかというのは、課内でも今検討しているところでございますので、なるべく多くの方に情報をお届けできるよう検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私も同じところでお尋ねしたかったんですけども、これは一度システム導入しますと、この単価というのは、何というんでしょうか、申請者が多くて情報を伝えるところが多ければ増えるのか、減るのか、非常にいいことだと思うんですよ。なぜお聞きするかと言うと、越谷市だと思ったんですけども、防災ラジオを、いわゆるアクセスを持っていない高齢者の方とか、希望する方が購入した場合に、1万円の補助をするということで、何かあったときにはスイッチが入って報道をしてくれるという、それも非常に、それは1回買えばずっと使えるじゃないですか。これを組むと、今後ずっと予算計上していくことになるんじゃないかなと思って、こういうことが大事だと思うんですけども、将来的ないろいろなことを考えたときに、上里町の中で若い世代はほとんど情報収集できる。そして、やっぱりそういう不安のある方の世帯数がどのぐらいあるかによって、そのほうが財政的にも抑えられるんじゃないかというような気持ちがあるんですけども、そのような試算というのはできているでしょうか。

○議長（黛 浩之君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田亮君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

まず、ランニングコストというお話かと思いますが、予算が通信運搬費と委託料に分かれてございまして、その中の委託料の部分の130万円余りのところ、これが初期導入費です。これは今後かかりません。そのシステム運用費ですね、25万円のところ、こちらがシステムの使用料ということになりますので、これは毎年かかってきます。これは設定単価が月額という考え方でございます。これに加えて、ランニングコストとしてかかるのが通信費ですね、これは電話料金です。ですから、かける電話が多くなれば、この通信費は大きくなるということでございまして、人数によって変わってくるのは、この通信料の部分のみと考えてございます。

続きまして、ラジオのお話がありましたが、以前も御説明したかもしれませんが、上里町の防災行政無線の電波の関係から、いわゆる戸別受信機ですね、その電波の周波数で戸別の受信機に情報を届けるというには、外部アンテナが必要ということになりまして、さらに、その戸別受信機自体も非常に高価であり、5万円とか6万円かかってしまうと、これにアンテナも1万から2万円別にかかってしまうということで、非常に高価です。さらに、電波の特性から、なかなか外部アンテナをつけても届きにくいというような状況もお話を聞いていますので、戸別受信機、防災ラジオにつきましてはなかなか、上里町としては導入が難しいという判断がご

ございました。ということから、こちらの導入というふうになりました。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

最後にお聞きしたいのは、産業振興系の商工業活性化補助金なんですけれども、不足が見込まれるということでもあります。今現在、どのぐらいの利用状況になっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 吉村貴文君発言〕

○産業振興課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

当初予算250万円あったところ、最終の今交付決定は約267万ということで、ほぼ交付決定をしているところで、6月末ぐらいまでに交付の申請が終わった状況でございました。それ以降、十数件の問合せがまだございます。交付の内容なんですけど、約50件申請しております、三十数件が外壁とか屋根とかとい関係というか、ひょう害の残りがまだあるという状況で、今回補正計上させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） やはりここで聞くべきなのかどうかちょっと迷ったんですけれども、コミュニティ活動事業、ふれあいまつりだと思うんですけれども、その内容について、先ほどの同僚議員のことで分かったんですけれども、これを41万追加補正して、実施する予定で組んだと思うんですけれども、最近、またこの新型コロナの感染者が急増しているんですよね。5類に移った8月の初旬ですか、あれから要するに感染者というか、数が全然我々行政のほうは分からないと思うんですけれども、これは要するに中止もあり得るという条件付で今後案内していくのかどうか。我々が本当に分からないところなんで、専門家の話によると、かなり増えているというふうな情報が聞こえてくるんですよね。それについての考え方をちょっと伺いたいと思うんですけれども、お願いします。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 齊藤崇議員の御質問に御説明申し上げます。

コロナもそうですが、台風とか遊水池のそういう立地上の条件もございます。ただ、今5類になっていますので、緊急事態宣言とか、諸般の事情が変わった場合には考えますが、今のところ、よほどの状況がない限りは開催する方向で進めております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第55号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第56号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第14、町長提出議案56号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第56号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですか、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億4,401万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款3国庫支出金は6万5,000円の増額補正で、出産育児一時金に対する補助金の増額となっております。

款6繰入金は3万2,000円の減額補正で、職員給与費等繰入金の増額と、その他一般会計繰入金の減額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして3万3,000円を追加し、31億4,401万9,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は3万3,000円の増額補正で、役務費の増額となっております。

款2保険給付費は、出産育児一時金について、歳入の国庫支出金の補正に伴う財源更正となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして3万3,000円を追加し、31億4,401万9,000円とするものでございます。

以上、令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第56号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 町長提出議案第57号 令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（黛 浩之君） 日程第15、町長提出議案57号 令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第57号 令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,259万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億4,093万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は4万2,000円の増額補正で、地域支援事業交付金の増額となっております。

款3支払基金交付金は59万9,000円の増額補正で、支払基金交付金（過年度分）、地域支援事業交付金の増額となっております。

款4県支出金は2万5,000円の増額補正で、地域支援事業交付金の増額となっております。

款5繰入金は34万1,000円の増額補正で、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減分繰入金（過年度分）の増額となっております。

続く、款6繰越金は8,158万3,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして8,259万円を追加し、22億4,093万6,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款4地域支援事業費は16万4,000円の増額補正で、包括支援センターの会計年度任用職員の費用弁償、総合事業サービス計画給付金の増額となっております。

款5諸支出金は8,242万6,000円の増額補正で、保険料還付金、前年度の介護給付費負担金、地域支援事業交付金の実績報告に伴う国・県支払基金への返還金、前年度の介護保険事業の確定に伴う一般会計への繰出金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして8,259万円を追加し、22億4,093万6,000円とするものでございます。

以上、令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第57号 令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 町長提出議案第58号 令和5年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）
について

○議長（黛 浩之君） 日程第16、町長提出議案58号 令和5年度上里町下水道事業会計補正
予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第58号 令和5年度上里町下水道事業会
計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

上里町下水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第1条、令和5年度上里町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによ
ります。

第2条、予算、第4条、本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

8,309万2,000円を7,122万1,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,518万1,000円を1,691万円に、過年度分損益勘定留保資金3,272万7,000円を3,408万9,000円に、当年度分損益勘定留保資金3,518万4,000円を2,022万2,000円に改め、次のとおり補正するものがございます。

今回の資本的収入及び支出の補正につきましては、駅南区画整理事業内における令和4年度の汚水管渠実施設計において推進工法が必要となったため、新たに地盤変動影響事前調査並びに優先して推進工事を行う必要があることから、企業債及び委託料並びに工事請負費の増額補正を行うものがございます。

まず、収入予算につきましては、第1款資本的収入既決予算額に対しまして4,630万円を増額し、4億3,922万7,000円とするもので、第1項企業債を増額する補正でございます。

続いて、支出予算につきましては、第1款資本的支出を既決予算額に対しまして3,442万9,000円増額し、5億1,044万8,000円とするもので、第1項建設改良費を増額する補正でございます。

2ページを御覧ください。

第3条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改めるものがございます。

起債の目的の公共下水道事業の限度額を補正後限度額2億3,090万円に改め、計を2億9,060万円に改めるものがございます。

以上、令和5年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第58号 令和5年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は11時5分からとします。

午前10時55分休憩

午前11時5分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 町長提出認定第1号 令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 町長提出認定第2号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 町長提出認定第3号 令和4年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第20 町長提出認定第4号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第21 町長提出認定第5号 令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第22 町長提出認定第6号 令和4年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

◎日程第23 町長提出認定第7号 令和4年度上里町下水道事業決算の認定について

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

この際、日程第17、町長提出認定第1号 令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第18、町長提出認定第2号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第19、町長提出認定第3号 令和4年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第20、町長提出認定第4号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21、町長提出認定第5号 令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第22、町長提出認定第6号 令和4年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての件、日程第23、町長提出認定第7号 令和4年度上里町下水道事業決算の認定についての件、以上の7件を会議規則第37条の規定により一括議題とし、審議、採決については会計ごとに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第17、町長提出認定第1号から日程第23、町長提出認定第7号まで、以上の7件を一括議題とすることに決定いたしました。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

最初に、日程第17、町長提出認定第1号 令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第23、町長提出認定第7号 令和4年度上里町下水道事業決算の認定についてまでの総括説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 認定第1号 令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

初めに、令和4年度決算概要を申し上げます。

歳入の根幹となる町税でございますが、コロナ禍からの暮らしや経済の緩やかな持ち直しに伴い、全ての税目の増加によりまして、前年度に対し5.8%、2億2,400万円の増額となりました。

歳入で増額となった主なものといたしましては、財政調整基金の増などによりまして、繰入金金が前年度に対し、106.0%の増額、寄附金がふるさと納税の増などによりまして、前年度に対し、563.3%の増額となりました。

一方で、減額となった主なものといたしましては、臨時財政対策債の減などによりまして、町債が前年度に対し、49.1%の減額、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業補助金の減などによりまして、国庫支出金が前年度に対し、13.1%の減額となりました。

歳入全体の収入済額といたしましては、前年度に対し、3.1%増額の123億8,030万1,842円となっております。

次に、歳出面での特徴といたしましては、神流リバーサイドロードの事業の増などによりまして、土木費が前年度に対し、26.5%の増額、コロナ支援策としてのキャッシュレス決済推進事業委託料の皆増などによりまして、総務費が前年度に対し、11.4%の増額となりました。

減額となった主なものといたしましては、子育て世帯への臨時特別給付金の皆減などによりまして、民生費が前年度に対し、6.7%の減額、新型コロナウイルスワクチン接種委託料の減などによりまして、衛生費が前年度に対し、6.6%の減額となりました。

こうしたことから、歳出全体の支出済額といたしましては、前年度に対しまして、4.5%増

額の115億8,098万1,944円となっております。

令和4年度の決算概要については、以上となります。

それでは、歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

歳入ですが、款項の内容と款項それぞれの予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び予算現額と収入済額との差額が記載されております。

初めに、款1の町税でございますが、収入済額が41億676万7,290円となっております。不納欠損額は913万6,358円で、収入未済額は6,046万1,493円となっております。予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を1億4,052万7,290円上回っております。町税の収入済額を前年度と比較いたしますと、2億2,416万5,920円の増額となっております。

なお、町民税や固定資産税等の内訳は、記載のとおりとなっております。

款2地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税を合わせて、収入済額は1億2,424万円となっております。前年度と比較いたしますと、80万1,000円の減額となっております。

款3利子割交付金につきましては、収入済額137万円、前年度と比較いたしますと、86万4,000円の減額となっております。

続く、款4配当割交付金につきましては、収入済額1,968万8,000円、前年度と比較いたしますと、214万7,000円の減額となっております。

款5株式等譲渡所得割交付金につきましては、収入済額1,530万7,000円、前年度と比較いたしますと、1,057万2,000円の減額となっております。

款6法人事業税交付金につきましては、収入済額5,342万7,000円、前年度と比較いたしますと、548万9,000円の増額となっております。

款7地方消費税交付金につきましては、収入済額7億677万8,000円、前年度と比較いたしますと、2,737万円の増額となっております。

款8ゴルフ場利用税交付金につきましては、収入済額928万9,980円、前年度と比較いたしますと、91万4,410円の減額となっております。

款9環境性能割交付金につきましては、収入済額2,138万1,000円、前年度と比較いたしますと、470万2,000円の増額となっております。

款10地方特例交付金につきましては、収入済額3,664万7,000円、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減などによりまして、前年度と比較いたしますと、5,689万円の減額となっております。

款11地方交付税につきましては、収入済額15億4,845万3,000円、前年度と比較いたしますと、1,708万7,000円の増額となっております。

款12交通安全対策特別交付金につきましては、収入済額494万8,000円、前年度と比較いたしますと、90万1,000円の減額となっております。

2ページを御覧ください。

款13分担金及び負担金につきましては、保育所運営費保護者負担金や放課後児童クラブ保護者負担金が主なもので、収入済額は6,502万1,705円、収入未済額は192万4,820円となっております。収入済額を前年度と比較いたしますと、17万4,947円の減額となっております。

款14使用料及び手数料につきましては、上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料や戸籍住民基本台帳手数料などが主な目的となっております。収入済額は、合計で1億173万6,038円、前年度と比較いたしますと、56万5,283円の増額となっております。

なお、収入未済額が611万8,400円となっておりますが、これは町営住宅及び町営住宅駐車場使用料の収入未済額でございます。

続く、款15国庫支出金ですが、項1国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付交付金、児童手当交付金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金などが主なものとなっております。

項2国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの総務費国庫補助金。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業費補助金などの民生費国庫補助金。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などの衛生費国庫補助金。社会資本整備総合交付金などの土木費国庫補助金。学校施設環境改善交付金などの教育費国庫補助金などがございます。

また、項3委託金といたしましては、基礎年金事務費委託金が主なものとなっております。

これら国庫支出金の収入未済額は、合計で21億3,408万942円となりまして、前年度と比較いたしますと、3億2,158万2,373円の減額となっております。

なお、収入未済額は1,697万円となっております。

続いて、款16県支出金ですが、項1県負担金の主なものは、国庫負担金と同様に、障害者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付交付金などに加え、国民健康保険や後期高齢者医療の保険基盤安定負担金などがございます。

項2県補助金につきましては、重度心身障害者医療費支給事業補助金などの民生費県補助金。合併処理浄化槽設置整備事業奨励交付金などの衛生費県補助金。農業災害対策特別措置事業補助金などの農林水産事業費県補助金。さらには教育支援体制整備事業費補助金などの教育費県補助金が主なものとなっております。

項3委託金につきましては、個人県民税徴収事務委託金や参議院議員通常選挙費委託金などでございます。

これら県支出金の収入済額は、合計で8億4,833万9,699円となりまして、前年度と比較いたしますと、1億1,581万2,062円の増額となっております。

なお、収入未済額は30万2,000円となっております。

款17財産収入につきましては、財産運用収入と財産の売払収入の合計で、収入済額1,933万4,127円となりまして、前年度と比較いたしますと、74万769円の増額となっております。

款18寄附金につきましては、ふるさと納税などの一般寄附金と降ひょうによる被災農家への支援を目的とした農林水産業費寄附金の合計で、収入済額1億2,608万7,500円となりまして、前年度と比較いたしますと、1億707万7,000円の増額となっております。

款19繰入金ですが、項1基金繰入金は、財政調整基金繰入金、公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金、減債基金繰入金が主なものとなっております。

項2特別会計繰入金は、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計により繰入れを行いました。繰入金の収入済額は合計で8億5,310万170円、前年度と比較いたしますと、8億3,892万4,424円の増額となっております。

款20繰越金ですが、前年度からの繰越金の収入済額9億1,798万1,411円、前年度と比較いたしますと、3億6,104万1,841円の増額となっております。

款21諸収入は、町税延滞金、埼玉県市町村振興協会市町村交付金、埼玉県収入証紙売捌料などが主なものとなっております。収入済額は1億1,346万4,118円、収入未済額は5,686万9,923円となっております。収入済額を前年度と比較いたしますと、61万7,936円の減額となっております。

3ページを御覧ください。

款22町債につきましては、中学校管理運営事業債や臨時財政対策債などを借入れしたもので、借入れ総額は5億5,256万3,000円となっております。前年度と比較いたしますと、5億3,306万7,000円の減額となっております。

款23自動車取得税交付金につきましては、収入済額29万6,862円、前年度と比較いたしますと、29万18円の増額となっております。

歳入合計につきましては、予算現額123億9,350万2,948円、調定額125億3,208万4,836円、収入済額123億8,030万1,842円。

なお、不納欠損額は913万6,358円、収入未済額の合計は1億4,264万6,636円となっております。予算現額と収入済額との比較では、町税や地方交付税などの収入は予算現額を上回りましたが、国庫支出金、繰入金、町債などが予算現額を下回ったことによりまして、収入済額が予算現額を1,320万1,106円下回る結果となりました。

なお、予算現額を下回った国庫支出金、繰入金、町債などは、児玉工業団地線事業や神流り

バーサイドロード事業など、令和4年度に繰り越された事業の財源となるものでございまして、事業完了後に歳入として受入れを行うものでございます。

以上が歳入の状況になります。

次に、歳出でございしますが、4ページを御覧ください。

款項の内容と款項それぞれの予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較が記載されております。

款1 議会費は、支出済額が1億371万7,914円、前年度と比較いたしますと、95万9,725円の減額となっております。

款2 総務費は、支出済額が21億9,389万5,855円でございます。項1 総務管理費から項6 監査委員費まで幅広い事業を行っております。前年度と比較いたしますと、1億8,381万6,350円の増額となっております。

款3 民生費は、支出済額が40億4,814万9,052円でございます。項1 社会福祉費は、障害者福祉事業、老人福祉事業、男女共同参画推進センター運営事業、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計繰出金などとなっております。

項2 児童福祉費は、こども医療費支給事業、児童手当支給事業、公立保育園や児童館の運営事業、子どものための教育・保育給付事業などを実施しております。

項3 災害救助費は、災害救助事業として、災害見舞金の給付などを実施しております。民生費の支出済額を前年度と比較いたしますと、2億8,508万8,363円の減額となっております。

款4 衛生費は、支出済額が8億3,772万7,413円でございます。項1 保健衛生費は、予防対策事業、母子衛生事業、健康推進事業、公害対策事業、さらには上水道経営健全化事業などでございます。

項2 清掃費は、児玉郡市広域市町村圏組合への清掃施設運営事業負担金、一般廃棄物などの収集運搬委託事業などを実施しております。衛生費の支出済額を前年度と比較いたしますと、7,412万8,529円の減額となっております。

款5 農林水産業費は、支出済額が8億1,995万6,109円でございます。農業委員会事業、農業振興事業、土地改良推進事業などを実施しております。前年度と比較いたしますと、1億5,486万8,076円の増額となっております。

款6 商工費は、支出済額が1億8,347万3,771円でございます。主なものは、指定企業施設奨励金などの商工業振興事業や消費生活専門相談員設置などの消費生活対策事業を実施しております。前年度と比較いたしますと、8,112万8,595円の増額となっております。

款7 土木費は、支出済額が10億2,893万4,052円でございます。主な事業を申し上げますと、町道の維持補修や新設改良事業、神流リバーサイドロード事業、河川管理事業、神保原駅南北

公衆トイレ電気交換事業費などの駅前広場管理運営事業及び駅北まちづくり事業、運動公園等管理業務委託料などの公園管理事業、上里ゴルフ場管理事業、そして町営住宅管理事業などを実施しております。前年度と比較いたしますと、2億4,387万3,657円の増額となっております。

款8消防費は、支出済額が8億989万6,525円でございます。児玉郡市広域市町村圏組合消防事業、消防団運営事業、災害対策事業などを実施しております。前年度と比較いたしますと、23万2,464円の増額となっております。

款9教育費は、支出済額が14億5,911万2,078円でございます。

5ページを御覧ください。

主な事業を申し上げますと、項1教育総務費は、教育委員会事務局運営事業、学力向上推進事業や新型コロナウイルス感染症対策応援事業。項2、項3の小・中学校費、中学校費は、小・中学校の管理運営事業及び教育振興事業。項4社会教育費は、社会教育推進事業や公民館、図書館、郷土資料館の運営事業。項5保健体育費は、スポーツ振興事業、体育施設管理運営事業、本庄上里学校給食組合運営事業などを実施しております。教育費の支出済額を前年度と比較いたしますと、1億3,534万9,744円の増額となっております。

款10公債費は、支出済額9億9,590万4,077円、前年度と比較いたしますと、5,454万7,205円の増額となっております。

款11諸支出金は、支出済額が21万5,098円、前年度と比較いたしますと、3万8,138円の増額となっております。

歳出合計は、予算現額123億9,350万2,948円に対しまして、支出済額115億8,098万1,944円となりました。

以上から、予算現額と支出済額との比較は8億1,252万1,004円となっております。

なお、児玉工業団地線事業、神流リバーサイドロード事業などの翌年度繰越額は1億6,977万2,000円となっております。予算現額と支出済額との比較から、翌年度繰越額を差し引いた不用額は6億4,274万9,004円となっております。

以下、6ページから88ページまでが一般会計の歳入歳出決算事項別明細書となっております。ここで89ページを御覧ください。

実質収支に関する調書となっております。

区分1の歳入総額は123億8,030万1,842円、2、歳出総額は115億8,098万1,944円、3、歳入歳出差引額は7億9,931万9,898円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、(2)繰越明許費繰越額が2,545万7,000円となっていることから、5の実質収支額が7億7,386万2,898円となっております。

なお、その下の6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は

ありません。

次に、90ページから92ページは、財産に関する調書でございます。

まず、90ページ、1 公有財産の(1)土地及び建物でございます。

土地につきましては、決算年度中増減高はなかったため、決算年度末の現在高は、昨年同様60万949.94平方メートルとなりました。

建物につきましては、合計として、決算年度中増減高が4.97平方メートルの減少でございますので、決算年度末現在高は9万9,234.73平方メートルとなりました。

続いて、91ページは、(2)出資による権利でございますが、上里町公共下水道事業会計出資証が939万8,000円増額となり、決算年度末現在高は1億3,374万6,000円となっております。

続いて、2の物品については、年度中増減高はございませんでした。

次に、3の債権ですが、奨学資金貸付金は、返済額と貸付額の差額は891万1,000円となりまして、決算年度末の奨学資金貸付総額が3,009万7,000円となっております。住宅資金貸付金は、返済額が152万7,360円となりまして、決算年度末の住宅資金貸付金の残額は4,884万2,097円となっております。

次に、92ページは基金でございます。

1の土地開発基金は、決算年度中増減高がございませんでした。

2の公共施設等用地取得及び施設整備基金は、取崩しや積立ての結果、決算年度中増減高は1億1,372万2,703円の増額、決算年度末現在高は13億5,923万9,413円となっております。

3の財政調整基金は、取崩しや積立ての結果、決算年度中増減高は1億734万7,709円の減額、決算年度末現在高は14億870万1,527円となっております。

4の奨学資金貸付基金は、返済から貸付けを引いた891万1,000円を現金として積み立てました。債権は同額が減少となります。決算年度末現在高は、現金が1億3,645万3,000円、債権は3,009万7,000円となっております。

5の減債基金は、取崩しや積立ての結果、決算年度中増減高は1億408万8,156円の増額、決算年度末現在高は10億1,871万1,973円となっております。

6のいきいき福祉基金は、運用利子の積立ての結果、決算年度中増減高は2万551円の増額、決算年度末現在高は4億5,402万8,503円となっております。

7の教育施設整備基金は、取崩しや積立ての結果、決算年度中増減高は1,924万2,379円の増額、決算年度末現在高は11億1,295万9,163円となっております。

8の森林環境譲与税基金は、令和4年度に新設され、50万円を積み立てました。

下段の注意書きにつきましては、出納整理期間中において、積立てと取崩しを行った内容となっております。

以上、令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第2号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

93ページ以降で説明いたします。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段にございます32億9,245万137円、こちらが歳入総額となります。

次に、94ページを御覧ください。

支出済額の最下段、32億3,674万6,816円、こちらが歳出総額となります。

少々飛びまして、107ページを御覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は5,570万3,321円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和4年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、税率改定による国民健康保険税の増額や一般会計からの繰入金が増額等により、総額では前年度に比べ5,207万6,268円の増額となりました。

歳出につきましては、医療費の増額に伴う保険給付費の増額や国民健康保険事業費納付金の増額等により、総額では前年度に比べ8,601万1,866円の増額となりました。

以上、令和4年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第3号 令和4年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

109ページ以降で説明いたします。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、21億3,086万8,352円、こちらが歳入総額となります。

次に、110ページを御覧ください。

支出済額の最下段、20億1,749万3,028円、こちらが歳出総額となります。

少し飛びまして、122ページを御覧ください。

こちらの歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は1億1,337万5,324円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和4年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、介護給付費の増額に伴い、国庫、県費及び繰入金の収入が増額になるなど、総額では前年度に比べ7,821万2,201円の増額となりました。

歳出につきましては、前年度決算に伴う国・県・支払基金・町への返還額が増額となるなど、総額では前年度に比べ2,186万1,864円の増額となりました。

以上、令和4年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第4号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

125ページ以降で説明いたします。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、3億5,364万7,194円、こちらが歳入総額となります。

次に、次の126ページを御覧ください。

支出済額の最下段、3億5,119万4,159円、こちらが歳出総額となります。

少々ページが飛びまして、131ページを御覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は245万3,035円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和4年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、被保険者数の増加により保険料が増額となったため、総額では前年度に比べ4,633万630円の増額となりました。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金の増額により、総額では前年度に比べ4,815万9,035円の増額となりました。

以上、令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

次に、認定第5号 令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

資料の133ページ以降で説明いたします。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、2,764万2,357円、こちらが収入総額となります。

次に、134ページを御覧ください。

支出済額の最下段、2,431万1,360円、こちらが歳出総額となります。

次に、ページ少々飛びまして、137ページを御覧ください。

こちらの歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は333万997円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

今年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、前年度からの繰越金や企業会計移行に伴う業務委託に公営企業適用債を適用したことから、総額は前年度に対し1,113万9,854円の増額となっております。

歳出につきましては、処理施設の維持管理を中心とした事業を実施し、更新工事が半導体不足の関係から繰越しをしたことや、令和6年度から公営企業会計に移行するための公営企業会計移行支援業務委託により、総額は前年度に対し1,431万6,494円の増額となりました。

以上、令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

次に、認定第6号 令和4年度上里町水道事業決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和4年度上里町水道事業決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和4年度上里町水道事業決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

別刷りの令和4年度上里町水道事業決算報告書及びその他財務諸表を御覧いただきたいと思っております。

初めに、1ページを御覧ください。

(1)収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、第1款事業収益は当初予算額5億9,473万8,000円から補正予算額1,942万4,000円を減額し、予算額合計5億7,531万4,000円に對しまして、決算額5億9,099万3,694円でございます。

支出につきましては、第1款事業費は、当初予算額4億8,735万5,000円に補正予算額2,452

万5,000円を増額し、予算額合計5億1,188万円に対しまして、決算額4億5,357万4,015円でございます。

次に、2ページの(2)資本的収入及び支出ですが、収入につきましては、第1款資本的収入は、当初予算額2億8,978万3,000円から補正予算額7,600万円を減額し、地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額1,190万円を加えた予算額合計2億2,568万3,000円に対しまして、決算額1億7,428万7,000円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出は、当初予算額4億8,332万1,000円から補正予算額8,495万円を減額し、地方公営企業法第26条の規定による繰越額1,980万円を加えた予算額合計4億1,817万1,000円に対しまして、決算額3億7,019万5,962円でございます。

枠の下にございます収入額が支出額に不足する1億9,590万8,962円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,242万9,366円、当年度分損益勘定留保資金1億2,586万5,294円及び繰越剰余金処分額5,761万4,302円で補填いたしました。

次の3ページから7ページにかけまして水道事業の財務諸表となっており、以降に、水道事業報告書などの附属書類となっております。

この中の5ページを御覧ください。

令和4年度上里町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

令和4年度上里町水道事業決算に伴う未処分利益剰余金2億4,088万9,106円のうち、5,761万4,302円を減債積立金に積立て、3,636万7,112円を資本金に組入れ、その結果、処分後残高1億4,690万7,692円となります。

以上、令和4年度上里町水道事業決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

最後に、認定第7号 令和4年度上里町下水道事業決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度上里町下水道事業決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

別刷りの令和4年度上里町下水道事業決算報告書及びその他財務諸表を御覧いただきたいと思っております。

1ページを御覧ください。

(1)収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、第1款下水道事業収益は、当初予算額2億4,134万6,000円、決算額2億3,989万3,651円でございます。

支出につきましては、第1款下水道事業費用は、当初予算額2億3,728万7,000円、決算額2億2,742万3,674円でございます。

次に、2ページの(2)資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては、第1款資本的収入は、当初予算額2億8,967万4,000円、決算額2億3,687万4,240円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出は、当初予算額3億7,213万3,000円、決算額3億1,477万2,630円でございます。

枠の下にございます収入額が支出額に不足する7,789万8,390円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,091万6,850円、過年度分損益勘定留保資金2,179万3,599円、当年度分損益勘定留保資金4,518万7,941円で補填いたしました。

次の3ページから7ページにかけて、下水道事業の財務諸表となっており、以降に下水道事業報告書などの附属書類となっております。

以上、令和4年度上里町下水道事業決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

○議長（黛 浩之君） 暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午前11時53分休憩

午後1時30分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

詳細説明を続行いたします。

令和4年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

なお、説明は自席にて着座のままをお願いいたします。

健康保険課長。

[以下、上程中の議案について 健康保険課長 亀田真司君補足説明]

○議長（黛 浩之君） 次に、令和4年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

高齢者いきいき課長。

[以下、上程中の議案について 高齢者いきいき課長 山田隆君補足説明]

○議長（黛 浩之君） 次に、令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

健康保険課長。

[以下、上程中の議案について 健康保険課長 亀田真司君補

足説明]

○議長（黛 浩之君） 次に、令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[以下、上程中の議案について 上下水道課長 根岸利夫君補
足説明]

○議長（黛 浩之君） 次に、令和4年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[以下、上程中の議案について 上下水道課長 根岸利夫君補
足説明]

○議長（黛 浩之君） 次に、令和4年度上里町下水道事業決算の認定についての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[以下、上程中の議案について 上下水道課長 根岸利夫君補
足説明]

○議長（黛 浩之君） 暫時休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時55分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

詳細説明を続行いたします。

令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

総合政策課長。

[以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補
足説明]

○議長（黛 浩之君） 以上で、令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算及び上里町特別会計歳入歳出決算並びに上里町水道事業・下水道事業決算についての総括説明及び詳細説明を終わります。

◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 2 4 分散会